

納付が可能ということになりました。それに加えて予算の編成の面でも若干計上数字が甘かったというが、強過ごためそうだったものが重なりて最終的に百二十万八千円の減収という補正をせざるを得ないということでごこいます。

○五番(森田 治男君)

ちよと御説明を願いたいですけれども、ページ数からいまして十五ページ国庫支出金なんですけれども、ここに民生費員の国庫負担金三億五千八百九十一万円記載されておりますけれども、これは当初予算の金額で確か四号補正で九百九十三万八千円の補正がされておまして、三億六千八百八十四万八千円という記載が正しいのではないかと思います。これが一点。それから二十四ページ、考え方なんですけれども説明の項において電話料減額一万四千円となっておりますが、当初予算では一万円の計上しか見込んでないわけですから二万四千円これは引けるものかどうか、その考え方を聞きたい。同じく民生費員の社会福祉総務費におきまして十一番需用費の中の諸会議賄減額の十五万円となっておりますけれども、当初予算においては五万円の計上しかみておりませんようです。それから一点二十八ページの土木費におきまして道路新設改良費におきます市道一〇九号線、これは確か第六号補正におきまして百八十六万五千円計上されたと思うんですけれども、今回四百九十九万九千円の振りかえというところ辺の意味を訂正あるいは御説明を願いたいと思います。

○企画財政課長(上野重勝君)

御指摘をいただきまして大変申しわけなく存じております。

この内容の中にはタタ分に訂正をすべきものがあるかと思いますが、まず十五ページ御指摘をいただきました民生費員の国庫負担金の補正前の額三億五千八百九十一万となっておりますが、御指摘のようにこれは四号補正でござりますので三億六千八百八十四万八千円が正確な数字でござります。したがいましてこの計の欄三億五千一百六十四万四千円になるのが正しい数字でござります。各欄の計の欄については間違いないようでごこいます。以上につきましては後ほど議長あてに訂正文を送りまして訂正をお願いをいたしたいと考えております。

次に二十四ページでございますが役務費の説明欄の電話料の減一万四千円、これも誤りでございまして、その他の電話仮設手数料二千円の減となっておりますが、これが逆に電話料減が二千円、電話仮設手数料の減が一万四千円でございます。大変恐縮でございますが、これも後ほど訂正をさせていただきます。それから下の民生費員の社会福祉費の諸会議賄費の減額が十五万円でございますが、これは当初予算におきまして食糧費を総額で二十四万五千円計上してましてその中で諸会議賄費の五万円というのがござりますが、これはその前記にいろいろ幾つかの会議賄費等がございまして、総額二十四万五千円計上しておりますので、その中から十五万円を減額させていただきますというところで、これはその説明について若干不備であったことをおわび申し上げる次第

第でございす。次が二十八ページの土木費の道路橋りよう費でございするが、確かに御指摘の
ように補正予算では百八十六万五千円を二一九号線の用地買収費として計上してございするが、
これはこの前の段階です。当初予算では用地買収費としてただ記載してあっただけでその額が二十
二百四十一万二千円、それから四号補正ではやはり用地買収費として二千二百二十八万八千円を計上し、
さらに又六号補正で二一九号線分の追加分として百八十八千円を計上いたしましたもので、その総額が
四百五十七万八千八千円となっておりますのでその中から四百九十九千円を補償及び補填費の方にもって
いたしたいということ、またまたこの四百九十九千円が二一九号線に該当いたしておりますのでこのような記
載の方法をいたしまして、大変誤解を受けましたことをおわびを申し上げますが、内容といたしましては以
上のようなことでございましてよろしく御訂正のほどをお願いを申し上げたいと思ひます。

○議長(母井喜代次君) 暫時休憩いたします。

午前十一時四十二分 休憩

午後一時五分 開議

○議長(母井喜代次君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの木田議員の発言に対し理事者側より訂正願いが提出されましたので、事務局

長をして報告いたさせます。

(古谷議会事務局長報告)

一、議案の訂正について (別添参照)

○議長(母井喜代次君) 以上で報告は終わりました。

引き続き本案に対する質疑を行います。

○二十四番(塩野鉄之助君) 二十八ページの栄通り商店街に対する商業灯新設工事の補助金です

が、この件につきまして経済課長はどのように算出したか、これにつきまして詳細な説明をお願いし
ます。

○経済課長(生子国利君) 算出根拠でございすが、これは一灯十九万八千円の機種でございま

して、それに対して五十三基を設置してあります。したがって商業施設の補助金の基準

に基づきまして三五%の補助をいたしております。その総工費が一十四万九千四百円になっておりま

す。二水の三五%ですから、いたしまして三百六十二万九千円がこの予算の根拠になっております。

なお先ほど財政課長の方から説明申し上げましたとおり、二水は二年度にわたり支給されること
に基準でなっておりますので、五十一年度に二百万、五十二年度でその残り百六十七万二千九百円を支
給しようということでございます。

○二十四番(塩野鉄之助君)

市長にお尋ねしたいんですけれども、この商店街の街灯の建設に当たりましてはいま三五%というような御説明があり規則で決まっておりますが、これらにつきまして商工会の新年会におきまして市長のごあいさつの中にありましたとおり、栄通りの街灯につきましては非常に御努力をいただき市の風格を上げていただこうというようにごあいさつもうようたいしておりますけれども、今後こういうようなことが聞くとところによりますと、熊川地区にも商店街で街灯を新しく建てるというふうなことを私は聞いております。こういう面におきまして、要するにいま私が言うまでもなく防犯灯は金部市の方で建設から電気料まで全部までいただいているというふうなことでございしますけれども、私も商店街の一人でございしますけれども、こういう面につきましてはこの規正を改正していただいて、少なくとも商店街自身でいろいろ苦勞しながら募金をして建てることでございしますので、五%ぐらい補助を出していただけるようなお考えがあるかどうかということをお伺いしたい。今後の商店街振興のためにもそのようなお考えがあるかどうか、補助率をアップしてもらえるかどうか。

○市長(石川常太郎君)

突然の御質問でございしますので、いまどこにどうこうということも申せないんでございしますけれども、でもさうだけしたいと思ひますけれども、昨日申し上げましたように遅くも六月の初めには補助金の委員会でもございしますので、そういう席におきまして検討をす

るようにいたしたいと思ひます。

○二十四番(塩野鉄之助君)

それで非常に市長のお考えは私も全面的に受け入れますけれども、これらにつきましては、この商店街のこういうものは補助金というふうな名目になりますと、この補助金加いろいろかつての議会におきましてでもそれだけの議員からも言われておりますけれども、洗ソ直しをするんだというふうなことを聞いておりますけれども、こういう面におきましては補助金というふうな考えでなく、建設費の補助金も助成金も同じようございしますけれども、名目をかえて出していただければ、大体これは一回このやりのようなものでございまして、一回建てれば頭を取りかえるのには十年ぐらいかかるものでございしますので、どうかこういう面も御検討していただきまして商店街振興のために格段のお取り計らいをお願いいたしたいことを切に要望する次第でございします。よろしくお願いいたします。

○一番(原敏子君)

十ページなんですけれども、都の補助金のところで保育措置費補助金というのが一千三十六万六千円、多くの額が減額になっていりますけれどもこれはどうということなのか説明をお願いします。

○福祉事務所長(八木房雄君)

自席からお許しをいただきましてお答えいたします。この関係確かに一千三十六万六千円という保育措置費の減額があつているわけでございますが、

は、杉の子の第一、第二保育園が昨年当初十名ずつの増員を計画していたわけですが、この関係で都の方に内容変更の申請を出さなければならなかったんですが、保母さんの不足等によりましてこれが申請に至らなかったと、なお途中に至りましては保母さんの取得等によりまして特別監査もありましたので、その関係が主で二十名の都の運営費補助金を減額せざるを得なかった、こういう状況でございます。

○議長(母井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○三番(原田生也君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九号については、総務、建設、厚生の子委員会に付託し審査せしめらんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(母井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま原田生也君から、本案は総務、建設、厚生の子委員会に付託されたい日の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(母井喜代次君) 御異議なしと認めます。

よって議案第九号は総務、建設、厚生

の三委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(母井喜代次君) 日程第十議案第十号昭和五十一年度福生市国民健康保険特別

会計補正予算(第二号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(市民課長田村忠雄君登壇)

○市民課長(田村忠雄君) 御指名をいただきましたので議案第十号昭和五十一年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)につきまして御説明を申し上げます。

今回は五百六十七万六千円を追加いたしまして歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ六億五千五百七十四円と定めようとするものでございます。

二ページを開きいただきます。今回の補正は国の最終見込みの関係で負担金、補助金等が決定してまいりました関係で補正しようとするものでございまして、国庫負担金におきまして七百三十九万八千円を補正いたしますが、これは事務費で百一十千円、それから療養給付費で六百三十八万七千円の増額で決定しておりますので、これを補正しようとするものでございます。それから都の補助金におきまして百七十二万二千円の減額でございしますが、国保の場合事務費

は金額国庫負担ということになっておりますが、いわゆる超過負担というものがあつたわけでございます。その分につきましては都の補助金で金額補てんしていただいている関係で、国の方がふえた分と、それから歳出の方で事務費等を七十一万四千円減額してございしますが、合わせまして百七十二万二千円の減額でございます。歳入の合計が五百六十七万六千円補正いたしまして六億五十五万七千円と相なるわけでございます。

それから歳出の方でございますが、総務費におきまして七十一万四千円の減額でございますが、これは需用費あるいは役務費等で不用額を減額したわけでございます。

それから保険給付費では国の方で六百三十八万七千円ふえてきておりますし、かぜの流行等もございしますし、医療費につきましては偶発的な面もございしますので六百三十八万七千円を増額補正するわけでございます。歳入におきましても歳入同様六億五十五万七千円と相なるわけでございます。

はたはた難駁な説明でございますが慎重審議を賜りまして御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(員井喜代次君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

二水より本案に対する所員疑を行います。

○十九番(大野行夫君)

五十二年度の予算に關係してらうとお伺いしたいと思いますが、現在療養

給付費が一十九百万円を超えるような状態になっておりまして、日曜であろうが祭日であろうがとにかく一日平均三百三十万円を超す医療給付費が保険事業の問題になっておるが、先ほども外国人に対する保険の給付というような件もあつておりまして、こういうものから考へていきましたと、五十二年度の末においては恐らく一十五百万円を超す給付費が必要となるような考へがまたれるんではないかと、この給付費に対する当初予算の市から出ている金に対して、今後給付費が上がると同時にこれに対するやはりそれにスライドして市がプラスしていくと、そういうような考へをどのように計画を立てられていらっしゃるかどうかお伺いしたいと思ひます。

○市民課長(田村忠雄君)

医療費につきましては経済の動向等は關係なく、医療技術の向上ですとか、新薬の開発等で毎年自然増だけでも二〇〇〇程度伸びてきているわけでございます。

五十二年度におきましても二〇〇〇程度の伸びがあるわけでございますが、この医療費の伸びに対してはやはり国庫負担金も医療費の伸びにスライドいたしましてふえてくるわけでございます。これは医療費の四〇〇〇が国庫負担ということになっておりますので当然ふえてまいります。それから保険料の方面でございますが、保険料も当然国保の会計は国庫負担とそれから保険料で賄うという原則になつておりますので、保険料等も当然医療費に見合つた分は増額になってくるわけでございます。税率は性急な面もございまして一般会計の中から繰入金も年々二三年ばかり一千万円程度

ずつふえてきておるわけでございますが、医療費につきましては歳出を制限いたすわけにいたしませんので、国庫負担金の増と保険料で賄っていくような考え方をもっています。

○十九番(大野行夫君)　そうすると増額しても国庫負担金だけで賄えるわけですね。そういう解釈でよろしいわけですか。そうなりますと保険料が伸びるわけですからそれに対して一般のものが増額ということに終んでくるんですけれども、あくまでも現保険料でこれに増額はしないと、保険料はアップさせないと、それとそれ水の考え方でいきますと、そうなりますとそれに対してプラスアルファ分というのは市がカバーしていくと、こつこつに考へてよろしいわけですか。

○市民課長(田村忠雄君)　医療費は国庫負担金が四〇％、総医療費の四〇％でございますので、保険者の負担分の五七％にあたるわけでございます。その一〇〇％から五七％の国庫負担金を除きまして四三％を保険料で本来ならばみなくてはならないわけでございます。ですから医療費が幾ら上がりまして、国庫負担金の方はそれに上がってくるわけでございます。それから保険料の方も当然医療費が伸びればやはり現在の保険料を据え置くのではなくて、医療費が伸びた分につきましては被保険者の方に負担をしていただくということでございます。

○十九番(大野行夫君)　ですから上がっていくわけでしょう。各家庭のも個人のも値上げをするという考え、値上げをするつもりということだけであつた。

○議長(母井士喜代次君)　以上で質疑を終ります。

○三番(原田生也君)　この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第十号については厚生委員会に付託し審査せしめられんことを切望します。

(賛成と呼ぶ者あり)

○議長(母井士喜代次君)　お諮りいたします。

ただいま原田生也君から、本案は厚生委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(母井士喜代次君)　御異議なしと認めます。よって議案第十号は厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(母井士喜代次君)　日程第十一議案第十一号昭和五十一年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算(第四号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

議十八
議十一
議十二
議十三
議十四
議十五
議十六
議十七

(都市計画課長内田和雄君登壇)

○都市計画課長(内田和雄君) 御指名によりまして議案第十一号昭和五十一年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算第四号について御説明を申し上げます。

まず一ページの総則におきましては五千万円を追加いたしましたして歳入歳出それぞれ二億九千三百四十九万七千円と定めたものでございます。又、第二条で債務負担行為の変更、第二表になりますのが年度の変更をいたしたいというものでございます。

二ページをお開きください。まず歳入でございますが、繰越金といたしまして五千万円を増額いたしましたして歳入合計が二億九千三百四十九万七千円と相なるわけでございます。

歳出につきましては加美平地区事業費に三千万円を充当いたしましたして、この三千万円は東京都の大都市建設公社に対します本委託料でございます。福生駅東口には二千万円を充当いたしまして補償費に充当いたしたいものでございます。

次の三ページでございますが、債務負担行為の補正でございますが、東口の事業年度が四十九年度から五十二年度でございましたものを、五十二年度までにいたしたいというものでございます。限度額につきましても事業計画当時大億二千六百八十万円となっておりましたが、これを

八億一千四百八十三万九千円に変更いたしたいものでございます。

以上簡単でございますが、補正第四号につきましての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をいただきまして御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長(母井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○三番(原田生也君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第十一号については、建設委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(母井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま原田生也君から、本案は建設委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

議九 議十 議十一 議十二 議十三 議十四 議十五 議十六 議十七 議十八 議十九

○議長(母貝井喜代次君) 御異議なしと認めます。 よって議案第十一号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(母貝井喜代次君) 日程第十二議案第十二号昭和五十一年度福生市下水道事業会計補正予算(第三号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(下水道課長須崎進君登壇)

○下水道課長(須崎進君) 御指名をいただきまして、議案第十二号昭和五十一年度福生市下水道事業会計補正予算第三号につきまして御説明申し上げます。

二ページをお開きいただきます。 今回の補正予算は一般会計で扱っておりました中央幹線排水路事業の終了に伴います年度内の人件費及び事業費の当会計の振りかえ分百四十三万七千円でございます。 予備費の充当によりまして補正額の増減はなく歳入歳出予算合計を七億八千八十二万八千円と定めようとするものでございます。

大変雑駁な説明でございますが、御審議の上原案御決定くださいますようお願い申し

上げまして説明を終わらせていただきます。

○議長(母貝井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

二枚より本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(母貝井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○三番(原田生也君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第十二号については、建設委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

(賛成と呼ぶ者あり)

○議長(母貝井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま原田生也君から、本案は建設委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(母貝井喜代次君) 御異議なしと認めます。 よって議案第十二号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(母井喜代次君) 日程第十三議案第十三号昭和五十二年度福生市一般会計予算案を議題といたします。

これより暫時休憩いたします。

午後一時三十分 休憩

午後一時五十七分 開議

○議長(母井喜代次君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案について提案理由の説明を求めます。

(助役兼庶務課長篠崎俊夫君登壇)

○助役兼庶務課長(篠崎俊夫君) 議案第十三号昭和五十二年度福生市一般会計予算案についてその内容を御説明申し上げます。

第一ページに記載してございます文書は、いわゆる予算総則と呼ばれているものでございまして、第一条から第四条までの四か条から成り立っておりますが、その前にまず昭和五十二年度予算案の編成に当たりまして、これを取り巻く諸環境について一言御説明を申し上げます。

たいと存じます。

まず国の予算案について触れますと国の昭和五十二年度予算案は景気浮揚型の予算と称しまして、一応前年度対比の名目的な伸び率こそ一七・四％の増には相なっておりますものの昭和四十八年秋の石油ショック以来、かねての懸念案となっております国、地方を通じての抜本的な行財政制度の改革が又も次年度以降にずれこんでしまいましたことはまことに残念なことでございます。したがって地方公共団体としましては、この昭和五十二年度予算案につきましても石油ショック以来きつめて不安定になってしまっております地方財政制度の脆弱な基盤に立ってこれを編成せざるを得なかった次第でございます。中でも最も遺憾なことは、地方交付税の交付率改正の問題でございます。現在直面いたします地方財政の歳入不足はもうろん単なる景気循環的なものではございません。明らかに日本経済の構造的な変化に基づくものでございするので、したがってこの際地方財政制度の運営のあり方につきましては抜本的な見直しを進めまして、新しい安定経済時代へのすやかな対応を図ることこそ勝負の急であるのでございしますが、残念ながら来年度も地方交付税の交付率は現行の三三％のままで押えられてまいりまして、従来どおりの応急的な対策によりまして、連続して三年間当面を糊塗されてしまったのでございします。なお本市の注目の的でございまする基地関係予算の伸び率につきましても、関係者

の日夜を分かつたため努力にもかかわらず、調整交付金を今までの基地交付金は、本年度の九・一％の伸びに対して来年度がその水に及ばず八・九％の増、防衛施設庁で所管しております基地周辺対策費の総額も本年度二％の増に対して来年度は二％の増、特に防衛施設周辺整備調整交付金につきましても、前年度対比で比較いたしますと、本年度が六・五％と飛躍的に伸びましたのに対して、来年度はその半分以下の三・〇％の増にとどまっているのでございます。

次に破産すべし水の財産運営と伝えられておりました東京都の方はどうかと思しますと、昭和五十年年度予算の伸び率が八・七％であったのに比較いたしますと、来年度は三年ぶりの積極予算でございまして、一応その伸び率が一・六％の増に相なっているのでございします。しかしながら内容的には依然としてレベルダウンを防ぐのが精いっぱいといったところでございまして、市町村に交付される振興交付金のうちの一般交付金だけが二倍に増額されますのは、学校建設費、土木費、民生費等の市町村に対する補助金は、いずれも物価調整を見込んだ程度のかさ上げに終わっているでございします。

このような状況のもとで編成いたしましたのが福生市の昭和五十二年一般会計予算案は、形式的な予算の伸び率の点だけで表現いたしますと、前年度に比べて五・四％の減額予算に相なっております。しかしながらこの来年度予算案を本市の人口と比較いたしますと、

本年度と同様依然として実質的には大型予算であることには変わりはないのでございまして、来年度予算案の規模が本年度に比べて五・四％の減に相なりまする原因は、実に本年度の当初予算に計上いたしました市民会館の建設費、市民会館の建設費は一般財源充当額を除いて防衛補助と起債の予算だけで九億円余りでございします。それからもう一つ防衛の全額補助によりまする雨水排水路の建設費、これが七億余り、一般財源充当額を除いたこの二つの事業費を合計いたしますと十六億円余りになりまするが、この十六億円余りの予算が来年度の予算案にはたまたま含まれていないことによるものでございします。

なお、御参考のために、試みに昭和五十一年度当初予算の規模六十四億円から、ただいま申し上げました二つの特殊な事業費十六億円余りを差し引きしますと、本年度当初予算の規模は四十七億余りであったということに相なるのでございします。

以上申し上げましたことをもう一度表現を変えて申し上げますならば、来年度予算案は形式的には本年度当初の予算規模を五・四％下回りこそしたものの、この予算案の実質的な内容そのものはおかげをもらまして、よその市とは異って防衛予算の確保と経常経費の圧縮等によりまして、実現可能な最大限度の積極予算案を編成したのでございします。

第二ページからは第一表歳入歳出予算の欄でございします。